

国内刑事手続における公正さを確保するための国際協力
——旧ユーゴ領域で犯された国際人道法の重大な違反の処理——

稲角 光恵

- 一 はじめに
- 二 国内裁判所と国際的な刑事裁判機関との共存
 - 1 旧ユーゴ国際刑事裁判所
 - 2 ICC
- 三 地域の国内裁判所の役割の再検討
- 四 国内手続における公正確保のための支援
 - 1 公正な裁判の確保と国際協力
 - 2 国内逮捕及び訴追の国際審査制度 ([Rules of the Road])
 - (1) 制度設置経緯
 - (2) 制度概要
 - (3) 旧ユーゴ国際刑事裁判所検察官の役割
 - (4) 審査制度下での処理件数

- (5) 法的拘束力の有無
- (6) V・C・事件「ボスニア・ヘルツェゴビナのための人権裁判部」
- (7) 国際審査制度の意義
- 3 コソボにおける国際裁判官及び検察官制度
- 五 おわりに

一 はじめに

ジェノサイドや人道に対する罪及び戦争犯罪といった国際法上の犯罪について個人の刑事責任を追及する裁判制度のこの十年における発展は目を見張るものがある。特に個人を訴追及び処罰するための国際的な裁判機関が複数設立したことは歴史に残る発展と言える。「一九九一年以降に旧ユーゴスラヴィア領域で犯された国際人道法の重大な違反に責任を有する者を訴追するための国際裁判所」(以下、旧ユーゴ国際刑事裁判所)の設立が一九九三年に、そして翌年には、一九九四年一月一日から同年二月三十一日までの間にルワンダ領域で行われたジェノサイド及び他の国際人道法の重大な違反の責任を有する者並びに近隣諸国の領域で行われたジェノサイド及び他のそのような違反の責任を有するルワンダ市民の訴追のための国際刑事裁判所(ルワンダ国際刑事裁判所)の設立が国連安全保障理事会(安保理)によって決定された。これら安保理の決議により設立されたアド・ホック国際裁判所に加えて、常設的な国際刑事裁判所(International Criminal Court、以下、ICC)も設立条約が二〇〇二年七月に発効し

たことから、裁判官及び検察官の選任が行われ、始動に向けて現在着々と準備が整いつつある。これら国際的な刑事裁判機関の活動への関心は高く、国際社会の平和及び安全並びに国際法上の犯罪の抑止といった国際社会全体の利益への貢献が期待され注目を集めている。しかし他方で、国際法上の犯罪の訴追及び処罰を担う機関として、各国の警察及び検察並びに国内裁判所といった国家当局が果たすべき中心的役割も忘れてはならない。なぜなら、国際法上これらの犯罪の捜査及び訴追並びに処罰の第一次的かつ主要な責任は国家にあるからである。右記の国際的な刑事裁判機関の存在にも関わらず、国際法上の犯罪への対処は各国の国家管轄権に大きく依存している。さらに近年では、国家管轄権の中でも伝統的に基本的な管轄権根拠として認められてきた属地的管轄権の行使が見直されている。現在注目を集めている例を挙げるならば、サダム・フセイン大統領は米国軍により逮捕されたが、イラク暫定統治議会の宣言に基づきイラクに設置される特別法廷での審理が予定されている。また、他の地域で犯された重大な犯罪を裁く裁判制度を新しく設置するにあたり地域性を尊重した要素を盛り込むことなどを国際社会も支援し促進する例が見られるのである。これは一見、裁判の国際化現象に逆行し、国家管轄権―特に属地的管轄権に依存する面で古典的な管轄権体制への回帰と誤解される。しかし実は国際法上の犯罪の処罰を徹底し、かつその裁判の公正さ及び中立性を確保するという国際刑事法の発展の指向に沿ったものであることを本稿では明らかにしたい。本稿では特に旧ユーゴスラヴィア領域に注目し、当該領域で犯された国際人道法の重大な違反を国内裁判所で訴追し裁判するための手続と国際的な協力を中心として考察する。以下で、国際的な刑事裁判機関と各国の国内裁判所との機能的な違いを踏まえた上で、国際法上の犯罪の処罰及び撲滅において国家当局が果たす役割を見直し、国家管轄権の適正な行使態様を確保するための国際的な支援制度の事例を紹介する。

二 国内裁判所と国際的な刑事裁判機関との共存

国際的な刑事裁判機関の存在は、各国の国内裁判所の管轄権を排除するものではない。むしろ、これら国際的な刑事裁判機関の各規程及び機能的限界を考えるならば、国際法上の犯罪の処罰について各国の国内裁判所が積極的な役割を果たすことが求められていると解される。以下で旧ユーゴスラヴィア領域で犯された国際法上の犯罪の処罰を中心に国際的な刑事裁判機関と競合する国内裁判所の役割について説明する。

1 旧ユーゴ国際刑事裁判所

旧ユーゴ国際刑事裁判所は、ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の解体及び複数の独立国の形成に伴った武力紛争が民族及び宗教間の対立を元に激化して人道法の重大な違反行為が行われている事態を憂慮した国連の手で一九九三年に安保理の決議によつて設立された。旧ユーゴ国際刑事裁判所は旧ユーゴスラヴィア領域について領域的管轄権を有するが、⁽¹⁾同領域で犯された犯罪の処罰につき、旧ユーゴ国際刑事裁判所と国内裁判所はともに管轄権を有する(競合管轄権)⁽²⁾。競合する管轄権間の関係において、旧ユーゴ国際刑事裁判所の管轄権が国内裁判所に優越するため、旧ユーゴ国際刑事裁判所は国内で事件を扱っている国家に対して事件を移送することを要請しうる。また、国内裁判所で既に裁判を受けた者であっても、当該裁判が通常犯罪として行われた場合、又は当該裁判が公平な若しくは独立のものではなかった場合、若しくは被告人を国際的な刑事責任から保護することを意図していた場合、又は訴追が誠実に行われなかった場合には、旧ユーゴ国際刑事裁判所により裁判されうる。⁽³⁾その他の場合に、旧ユーゴ国際刑事裁判所と国内裁判所間で何を基準として事件を配分するか規程には定めがないが、一般的に旧

ユーゴ国際刑事裁判所ではミロシエビッチの裁判など、特に重大な事件に専念すべきであると考えられている。そもそも旧ユーゴ国際刑事裁判所で処理しうる事件数は限られているのが現実であるからである。旧ユーゴ国際刑事裁判所の管轄権は事項的及び領域的並びに時間的にも限定されているが、それでも管轄権の範疇に属す全ての事件を処理することは実質不可能である。紛争が大規模でありかつ犯罪数が多いことに加えて、裁判所の設備や職員数並びに経費といった制約もある。このため旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察局は同裁判所に起訴する事件を厳選せざるをえない。したがって事件の大小に関わらず犯罪の処罰を徹底し法の支配を確立するためには、国内裁判所—特に旧ユーゴ領域の各国の国内裁判所が旧ユーゴ国際刑事裁判所で取り上げられない事件を処理することが必要とされているのである。

国内裁判所の役割を考えるに際し、第二に、旧ユーゴ国際刑事裁判所の時間的管轄権の限界を考慮しなければならぬ。旧ユーゴ国際刑事裁判所は一九九一年一月一日以降の期間について時間的管轄権を有し、終了時期は安理院によって決定されるが、既に裁判所自身が終了目安の時期を定め、全ての事件の裁判を終結する方向で動いている。したがって一九九一年より前の事件及び旧ユーゴ国際刑事裁判所の任務終了後の事件については、国内裁判所に専ら委ねられているのである。

2 ICC

旧ユーゴ国際刑事裁判所が近い将来任務を終了するとしても、それに代わりうる国際的な刑事裁判機関としてICCの存在が指摘される。ICCの管轄権には領域的な制限はない。また旧ユーゴ領域の諸国がICC設立条約を批准していること⁽⁴⁾から、旧ユーゴ領域の締約国内で又は締約国の国民により犯される戦争犯罪、人道に対する罪、

ジェノサイド、侵略の罪についてはICCにて裁判される。しかし、ICCの時間的管轄権は遡及的なものではなく、ICC規程が締約国に対して発効した後に犯された犯罪のみがICCの管轄権の範疇にあるため、旧ユーゴ国際刑事裁判所の管轄権下にある過去の犯罪についてはICCで裁判することはできない。

また、ICCは「国内刑事管轄権を補完するもの」⁽⁶⁾（補完性の原則）であることから、国内裁判所が実効的かつ公正に裁判を実施していない又はしえない場合を除き、国内裁判所が原則として事件を処理するのである。ICCは、国家当局が捜査又は訴追を真正に行う意図又は能力を欠く場合に事件の受理許容性を認めるが、手続が独立又は公正に行われていない場合には捜査又は訴追を真正に行う意図がないものと判断しうる⁽⁷⁾。また、国家当局の能力の欠如は、国内司法制度が完全に若しくは実質的に崩壊しているかといった状況を見て判断される⁽⁸⁾。したがって、国家当局は捜査又は訴追を、真正に行う意図の下、独立かつ公正な手続にしたがって行うことが期待されており、そのような条件が満たされない場合にICCが管轄権を行使するのである。

三 地域の国内裁判所の役割の再検討

前節で国際的な刑事裁判機関と旧ユーゴ領域の国内裁判所の競合する管轄権について説明したが、国内裁判所はその管轄権が法的に認められているだけでなく、機能的な理由から積極的に行使されることが求められていると考える。以下で国内裁判所の期待される役割の中でも、特に属地的管轄権の整備が必要とされる理由を簡潔に述べる。

第一に、国際的な刑事裁判機関各々の、実際の又は予想される事件処理件数からも明らかのように、国際的裁判

機関の実質的な事件処理能力の限界が挙げられる。国際的な刑事裁判機関において国際法上の犯罪が関わる全ての事件を扱うことは無理であろう。旧ユーゴ国際刑事裁判所などが運営する上で要する膨大な費用を知る諸国は、新たなアド・ホックな国際刑事裁判所の設立には慎重な態度を示すと思われ、国内裁判所が積極的な役割を果たすことが求められている。また、犯罪現場及び証拠並びに証人へのアクセスが容易である現地当局の方が、犯罪を捜査し裁判を実施する上で経済的かつ機能的に効率が良いと考えられる。

第二に、地域に密着した正義の希求が存在する。地域から乖離した国際的な刑事裁判機関での裁判は、紛争地域から見えない正義に終わる虞れがある。そのため、著しく地域の安全を脅かすなど国際的な刑事裁判が望ましいとされる特別な必要性がないかぎり国内裁判所での訴追を優先する、又は国際的な刑事裁判機関を地域性を尊重する形態に造るなどの措置が求められうる。裁判の中立性及び公正さを確保するために国際的な場で個人の刑事責任問題を取り上げる制度が構築されたのであるが、他方で、地域からの乖離がもたらしうる悪影響が懸念されているのである。なぜなら正義を最も必要としているのは犠牲となった地域住民であるが、彼等の目に正義が達成されたと映ることが、復仇の希求を抑え、法を尊重する文化を地域に根付かせるために重要であると考えられるからである。これは同領域における将来の紛争再発を防止するためにも重要である。また、犠牲者側又は加害者側を問わず、紛争当事者が法廷の場合から隔離された疎外感を感じ、「他者による正義の押し付け」として裁判の意義が否定されることは避けられるべきであろう。地域的要素を無視した国際的な機関での事件処理は紛争地域の司法制度の軽視と見なされて、地域の法曹の反発を招く虞もある。

第三に、具体的な事件の処理の問題とは離れるが、地域の永続的平和の確立のために国内司法制度の整備が必須であることが挙げられる。地域の司法制度の再建及び信頼性回復が持続可能な平和と秩序をもたらすと考える。し

たがって、国内裁判所の果たす役割が見直され、司法制度の再建及び改善、特に属地的管轄権を整備する必要性が認められる。

実際、旧ユーゴ国際刑事裁判所及びルワンダ国際刑事裁判所の後に最近設立された裁判機関では、地域性を考慮に入れた制度を導入する傾向が見られる。具体的には紛争地域の国籍を有する裁判官を構成員として含めたり、法廷地を紛争地域内に設置するなど、地域性を取り込んだ国際裁判所が見られる。さらに、新しい国際的機関の設立ではなく既存の国内裁判制度の中に組み込むなどの努力が見られる。逆に、外国籍の裁判官又は検察官（いわゆる国際裁判官又は国際検察官）を構成員として含めることなどにより国際的な要素を取り込んだ国内裁判として「国際化された裁判所（internationalised court）」と形容されるものが検討され、国際及び国内の諸要素が混合する形を志向する傾向が見られるのである。このように地域的要素を考慮に入れること、さらには国内裁判所の中でも特に属地的管轄権を有する紛争地域の国内裁判所の果たす役割が見直されているのである。

四 国内手続における公正確保のための支援

1 公正な裁判の確保と国際協力

前節で国内裁判所の果たす役割が見直されていることを説明したが、問題は、国内裁判所において平和と復興に貢献しうる形で裁判が実施されるか疑問視される点である。そもそも旧ユーゴ国際刑事裁判所やルワンダ国際刑事裁判所が設立された一因は、紛争地域の国内司法制度では対処しえなかつたからである。紛争地域における国内司法制度は壊滅的な状態に至り事実上崩壊していた。また、例え司法制度が機能再開したとしても、激しい民族的

又は宗教的対立の中で行われ、かつ極めて政治的な要素を含む犯罪を、敵対する一方の集団が多数を占める構成の下で運営される国内裁判所では、独立性及び中立性を保てず、公正かつ実効的に裁判を実施しえないと判断されたのであった。つまり国家管轄権では処罰徹底を図るのに不十分であること、特に各国の属地的管轄権が行使されえず、行使されたとしても適正な態様で行われるか疑わしいと考えられていたのであり、この問題の解決策として国際的な裁判機関が設立されたのである。したがって、前節で述べたように国際的な刑事裁判機関の設立及び活動に関わらず国内裁判所も同時に積極的に事件処理すべきと考えられるとしても、まず国家による管轄権の行使につき、このような疑念を払拭する必要がある。国内裁判所での訴追及び裁判において独立性及び中立性並びに公正さが確保されなければ、それは地域の平和及び安全並びに法の支配に貢献しないばかりか、それらを損ない、新たな確執と紛争の火種を生みかねない。そのため、国家当局による管轄権の行使態様を適正なものとするために国際社会が貢献することが期待されている。

本節では旧ユーゴ領域の国内司法制度の再建及び改善を支援するために国際社会が整備した制度例を検討する。一口に国内司法制度再建及び改善の支援といっても、多様な形態がありうる。まず国際法上の犯罪を国内裁判所で公正に裁判する前提として、法整備が進められなければならない。国際法上の犯罪を適切に訴追及び処罰するためには、憲法及び刑法並びに刑事訴訟法など必要な立法が行われる必要がある、実際に各種の国際機関が旧ユーゴ領域の諸国の法整備を支援する活動を行っている。

第二に、犯罪の捜査や逮捕や訴追、また法廷での審議並びに処罰の決定などの手続の各段階において適切な手続及び適正な判断を可能とする組織の整備への国際協力がある。例えば警察及び検察並びに裁判官の構成に国際機関が関与する形で、これら当局の中で偏見に基づく判断又は外部からの不当な圧力の影響を防止する試みが行われて

いる。具体例としてコンゴにおける外国国籍の国際裁判官や国際検察官の任命の例を後に紹介する。

第三に、適正手続及び公正な判断を確保するために国際機関が監視する制度が設けられうる。民族的又は宗教的に敵対する勢力を専ら陥れる意図で対抗勢力の構成員に容疑をかけ逮捕し訴追するような、権限の濫用を阻止することが必要とされている。旧ユーゴ領域における管轄権の行使態様を人権保障の問題として捉えるならば、人権保障を監視する機関の制度もこの例として考えられ、ヨーロッパ人権条約などの人権侵害問題を扱う機関として Dayton 合意の付属書「人権に関する合意」第二条が設立した、人権オンブズマン及びボスニア・ヘルツェゴビナの人権裁判部から構成される人権委員会もこの任にあると位置づけられうる。具体例として本稿では、監視という形態の国際支援として、国内での逮捕及び訴追の国際基準適合性を旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察が審査する国際審査制度について紹介する。

これら支援及び協力の名の下で国際社会が提供する諸制度は、従来であれば国家主権の基本である管轄権の行使態様にある程度介入するものである。筆者は個人の刑事責任追及に関わる国際刑事法の発展は、第一に管轄権の網の目を世界中に張りめぐらし徹底させることを目的とした管轄権の整備に加えて、第二に管轄権の行使態様において公正さ及び実効性を確保するという公正な裁判の確保を目的としていると分析するが、本稿で紹介する諸制度もこの国際刑事法の発展の潮流に沿うものである。以下、国際的な協力の例を紹介する。

2 国内逮捕・訴追の国際審査制度 ([Rules of the Road])

(1) 制度設置経緯

一九九五年の「ボスニア・ヘルツェゴビナにおける平和のための一般枠組合意」(以下、Dayton 合意)は、旧

ユーゴスラヴィア領域の紛争に終止符を打ち、紛争当事者に一定の義務を課しつつ平和を確立することを意図した国際社会の支援を定めている。 Dayton 合意の第六付属書「人権に関する合意」は、当事者が各々の管轄権内において「国際的に認められた人権及び基本的自由を最高の水準」で確保する義務を定めており、これには公正な裁判を受ける権利及び刑事手続に関連するその他の権利が含まれる。⁽¹¹⁾しかし、スルブスカ共和国から来た二人の将校がサラエボにて一九九六年二月六日に逮捕された事件は、旧ユーゴスラヴィア領域における対立勢力間の敵対意識を再燃させ、その後も複数の事件に関わる逮捕及び拘留が恣意的かつ政治的な動機に基づくと批判されるような状況に至った。⁽¹²⁾このように対抗勢力間の対立激化が司法・行政機関当局に影響を与えているという不信感が広まる中、人々は恣意的な逮捕及び拘留を恐れて移動及び帰還をためらい、Dayton 合意が難民の帰還を促すために自由移動の権利を保障したにも関わらず一向に難民の帰還は進まないという結果を招いてしまった。難民が安全に元の居住地へ帰還することを保障するためにはまず、難民の帰還を妨げている戦争犯罪の恣意的な訴追の恐れを払拭する必要があったのである。

難民の帰還を容易にすることを意図し、Dayton 合意の当事者は更に一九九六年二月一八日、「ローマ合意」⁽¹³⁾を締結した。このローマ合意により採用されたのが「Rules of the Road」と称される国際審査制度である。当該審査制度の目的は、逮捕が民族間の憎悪に裏打ちされた政治的報復に濫用されることを防止し、逮捕が法的に有効な根拠を基礎とすることを確保することにある。⁽¹⁴⁾ローマ合意締結後、旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察官はそのための手続及び指針を当事者に通知した。

(2) 制度概要

ローマ合意の第五文は以下のように規定する。

「国際法廷〔旧ユーゴ国際刑事裁判所〕により既に訴追されている者を除き、人は、国際法廷〔旧ユーゴ国際刑事裁判所〕により再検討されかつ国際的な法的基準に合致すると判断された、事前に発行された命令又は令状若しくは訴状にしたがってのみ、国際人道法の重大な違反について逮捕及び拘留されうる。」¹⁶⁾

この規定に従うならば、国際人道法の重大な違反の容疑について国内裁判所で訴追するためある者を逮捕又は抑留する場合には、まず①事前に命令又は令状若しくは訴状が出されていること、及び②旧ユーゴ国際刑事裁判所により当該命令又は令状若しくは訴状が審査され、③それが国際的な法的基準に合致すると旧ユーゴ国際刑事裁判所により判断されることが条件とされる。つまり、人道法の重大な違反については、旧ユーゴ国際刑事裁判所が事件を再検討し証拠十分と認めない限り、デイトン合意の当事者は個人を逮捕又は抑留できない。ただし、旧ユーゴ国際刑事裁判所に訴追された者を逮捕し拘留する場合には、当該審査制度の適用はない。したがって、審査が義務化されるのは、国内裁判所で訴追される事件である。

この国際審査に付される事件は、旧ユーゴ国際刑事裁判所規程に定められた国際人道法の重大な違反が関連する事件に限定される。したがって、当該審査制度が導入された結果、旧ユーゴ国際刑事裁判所の事項的管轄権内にある犯罪を犯した容疑者は、旧ユーゴ国際刑事裁判所による事前の審査なしにデイトン合意の当事者である地域当局により逮捕されない。当該審査制度では、旧ユーゴ国際刑事裁判所は国内当局により提出された情報を基に、被疑者が国際人道法の重大な違反を犯したと信じるに合理的な根拠を与える十分な証拠があるか否かを再審理する。し

たがって、旧ユーゴ国際刑事裁判所は個人の有罪又は無罪を決定するものではない。単に国内刑事手続の開始が国際法の基準に合致するか否かのみを判断するのである。この判断を下すに際し、旧ユーゴ国際刑事裁判所は旧ユーゴ国際刑事裁判所への事件訴追で使用されている要件や基準と同じものを採用している。¹⁷⁾

(3) 旧ユーゴ国際刑事裁判所検察官の役割

この審査制度では、旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察官に国内訴追の関係文書を審査する重要な役割が与えられた。しかし国内での逮捕及び起訴の審査を通じて国内での適正手続を監視するという役割は、旧ユーゴ国際刑事裁判所規程で想定された検察官の任務ではない。また、旧ユーゴ国際刑事裁判所は Dayton 合意及びローマ合意のいずれの当事者ではないため、これらの条約に法的に拘束されるものでもない。したがって、旧ユーゴ国際刑事裁判所は当該国際審査制度の任務を果たすことが当初想定された任務でもなく、かつ法的義務でもないのである。しかし、当該国際審査制度は、公正かつ偏見のない裁判を実現しうる能力を相手方当事者に期待できないとする対立勢力間の根強い不信感を抑えるために、国際的な主体の介入が必要とされ、当事者間の妥協として作り出された制度である。介入する第三者機関として最もふさわしいと考えられたのが、国連機関、中でも旧ユーゴスラヴィア領域における犯罪の処罰に関わっている旧ユーゴ国際刑事裁判所であったのである。そのため旧ユーゴ国際刑事裁判所検察局も平和及び法の支配への貢献並びに国際協力の観点からこの役割に同意したものと思われる。

(4) 審査制度下での処理件数

ローマ合意直後、旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察局は、ローマ合意の当事者により既に拘束されている捕虜及び

戦争犯罪容疑者に関わる四〇件の事件について審査しよう上級代表 (High Representative) より求められた。⁽¹⁸⁾ 旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察官による審査後、四〇件の内一件は国際的な基準に基づき十分な証拠があると結論されたが、残りは証拠不十分と判定された。⁽¹⁹⁾ 一九九六年春の時点で、クロアチア政府からは百件以上の事件が旧ユーゴ国際刑事裁判所検察局の審査のために提出され、ボスニア・ヘルツェゴビナ政府からは審査対象に該当する事件が約千五百件あるとの報告がされた。⁽²⁰⁾

このように審査対象とされる事件数は膨大なものであるが、安保理によって委任された本来の任務ではないことから、当該国際審査制度は旧ユーゴ国際刑事裁判所の通常予算ではなく、諸国からの自発的寄付に依存している。本来の任務に加えて審査制度の仕事が新たに任された検察局は、資金が限られているため仕事量に合わせた人材確保も難しく、一九九七年の時点では約四〇〇件の事件の審査を求められつつ四〇件程度の回答を行うに留まった。⁽²¹⁾ 翌年の一九九八年には六五件の判定を行っている。⁽²²⁾ 検察局内に審査を扱う専門部門が設置された後は審査処理能力は飛躍的に向上し、二〇〇〇年三月末時点で四七一件中二一〇件の審査が完了した。二〇〇一年には一九〇の事件を、⁽²³⁾ 二〇〇二年には一九二件の事件が審査された。⁽²⁴⁾ 審査された容疑者の人数は以下のとおりである。⁽²⁵⁾

審査された容疑者数

一九九六年	六七	名
一九九七年	八八	名
一九九八年	二〇	名
一九九九年	九〇	名

二〇〇〇年 五一三 名
二〇〇一年 一〇五五 名
二〇〇二年 一一三四 名

それでもなお未処理件数の減少及び審査手続の迅速化が課題として残っている。サラエボにあるボスニア・ヘルツェゴビナ連邦最高裁判所が当該国際審査制度を設置した合意は連邦内のすべての裁判所に対して法的拘束力があると判示したことが、審査制度に付される事件の増加を招いたにも関わらず、二〇〇三年には一時資金不足から制度停止に追い込まれたこともあるなど、国際審査制度の中核である旧ユーゴ国際刑事裁判所検察局が迅速かつ機敏に期待された役割を果たしていないことが制度運営上の問題点として危惧されている。しかし旧ユーゴ国際刑事裁判所検察局自身も、資金的及び人材的制約がある中、審査に付される事件の質を向上させるため、かつ地域の検察官との連絡を容易にして国際審査制度への理解及び協力を促進するための活動に努力している。²⁸⁾

(5) 法的拘束力の有無

国家当局から提出されたファイルを旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察官が審査後、判定結果を通知する意見の法的拘束力については、見解が別れている。旧ユーゴ国際刑事裁判所自身は勧告にすぎないと理解しているのに対し、ローマ合意の当事者及び同地域のための諸機関は法的拘束力を認める態度を示している。ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦の代表は、ローマ合意及び国際審査制度はボスニア・ヘルツェゴビナ連邦にとって法的に義務的な性格を有すると公に幾度か発言している。²⁹⁾ また、旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察官の意見なしに国内裁判所が戦争犯罪を犯

した容疑で被告人を有罪とした事件において、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦最高裁判所は、一九九八年五月二八日、当該有罪判決を破棄し高等裁判所に事件を差し戻した。³⁰⁾当該事件において連邦最高裁判所はローマ合意の法的拘束力に関して以下のように判示した。

「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦内の裁判所はローマ合意を適用する義務がある。ローマ合意に従い、第一審裁判所は旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察官が起訴状を審査し起訴状が国際的な法基準に合致するか否か意見を与える前に刑事手続を開始することはできない。また、意見を得ることなく刑事手続を開始することは、刑事手続に必要な権限ある当局の承認又は意見が事前に得られていないことから刑事訴訟法第三四九条一項四に違反するとの見解に本裁判所はある。」³¹⁾

また、ボスニア・ヘルツェゴビナの人権裁判部（以下、人権裁判部）も国際審査制度の法的拘束力を肯定している。以下で人権裁判部の判例を検討する。

(6) V. C. 事件「ボスニア・ヘルツェゴビナのための人権裁判部」

V. C. 事件では、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びボスニア・ヘルツェゴビナ連邦を相手方として、国際審査制度を尊重しなかった当局の行為が、ヨーロッパ人権条約第五条及び第六条の違反を構成するとの申請人（以下、X）の主張に基づきボスニア・ヘルツェゴビナ人権裁判部が審議した。ちなみにヨーロッパ人権条約第五条は法律で定める手続に基づく場合を除き身体的自由及び安全を保障し、第六条は公正な裁判を受ける権利を保障する。

スルプスカ共和国出身のセルビア系住民である申請人Xは、イスラム系住民に対するジェノサイド及び戦争犯罪の容疑で一九九六年六月にサラエボで逮捕された。国際審査制度の手続に従って当該事件の起訴状が旧ユーゴ国際

刑事裁判所の檢察に回送されたのは一九九七年四月であった。旧ユーゴ国際刑事裁判所の檢察は審査の結果、国際人道法の重大な違反を犯したと信じる合理的な根拠を与えるには、提出された証拠では国際的な基準に則り不十分であるが、文民の不法な抑留又は監禁の罪状に関わる手続を正当化するには十分であると思われるとの意見を示した。⁽⁹²⁾その後、サラエボの当局はジェノサイドの容疑を削除するなど起訴状を何度か修正したが、一九九八年一月一九日にサラエボの裁判所は、文民に対する戦争犯罪の二つの容疑につきXに対して有罪判決を下した。Xは国際審査制度への違反を根拠として上訴したが、連邦最高裁判所は一九九八年六月一六日、旧ユーゴ国際刑事裁判所の檢察官は訴状を「承認」するものではなく単に「意見を示す」ものであり、修正された訴状について新たに旧ユーゴ国際刑事裁判所の檢察の意見を求める必要はないとしてXの主張を退けた。⁽⁹³⁾この一連の手続を不当としてXは賠償を求めてボスニア・ヘルツェゴビナ人権裁判部に申し出たのであった。⁽⁹⁴⁾

人権裁判部第二パネルにおける審議において、まず政府側は、国際審査制度の違反に関する申立は旧ユーゴ国際刑事裁判所のみが審議する権限を有するため人権裁判部に管轄権はないと主張した。しかし人権裁判部は、旧ユーゴ国際刑事裁判所規程及び規則並びにローマ合意のいずれも旧ユーゴ国際刑事裁判所が連邦当局による国際審査制度の違反を捜査し裁判する権限があると定めていないこと、並びに国際審査制度の遵守が連邦の責任であると判示した人権裁判部の先例に鑑み、人権裁判部の管轄権は否定されないとした。⁽⁹⁵⁾

このように管轄権を肯定した上で、人権裁判部は旧ユーゴ国際刑事裁判所の檢察官の審査は国内訴追を開始するための手続的な義務に止まらず、訴追対象とされる罪状についても審査の結果示された意見に従う義務があると結論した。⁽⁹⁶⁾本件において旧ユーゴ国際刑事裁判所檢察官からの審査結果の意見に基づき起訴状が数回修正されたが、最終的には当該意見において証拠不十分とされた容疑についても国内裁判所が有罪と判決したことは、国際審査制

度の違反に該当する。⁸⁷⁾旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察官による判定後に事情が変更するような重大な証拠が発見されたとは見られず、国内裁判所の審議が公平かつ公正であったか疑念が残るなど、国内裁判所での審議を批判した上で、人権裁判部はボスニア・ヘルツェゴビナ連邦によるヨーロッパ人権条約第六条一項の違反を認定した。⁸⁸⁾

この人権裁判部第二パネルの決定を不服として連邦政府当局は再審を申し出た。まず政府側は、国際審査制度はローマ合意が締結された一九九六年二月一八日時点ではなく、実施のための一定期間経過後に初めて効力を発したとの解釈を展開し、Xが逮捕された一九九六年六月二日時点では国際審査制度は適用なかったと主張した。⁸⁹⁾これに対して人権裁判部は、確かにローマ合意並びに国際審査制度の手続及び指針のいずれも発効時期を記していないが、人権裁判部で審議された他の事件において一九九六年六月二七日に逮捕された被告人との関連で国際審査制度が連邦内では法であるにも関わらず不当に無視されたと認める供述をボスニア・ヘルツェゴビナ連邦側が行ったことを喚起し、Xが逮捕された時点で国際審査制度は有効かつ法的拘束力あるものであったとの判断を示した。⁹⁰⁾さらに人権裁判部は以下のように述べた。

「当該国際審査制度（『Rules of the Road』）は一九九一年以降旧ユーゴスラヴィア領域において国際人道法の重大な違反を犯した者を裁判し処罰することだけでなく、旧ユーゴ国際刑事裁判所と国家当局との間の権限の区別を定めている。厳密には、当該審査制度は、国家当局による恣意的な逮捕又は拘留を防止するという目的のための国際法の規定であり、尊重されなければならない。したがって、国際法上のいかなる強行規範（ユス・コーゲンス）も当該国際審査制度下の義務に明白に違反する形でボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦が行動することを義務づけることはできなかつた。」⁹¹⁾

結論として人権裁判部は政府側の主張を退け、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦当局が旧ユーゴ国際刑事裁判所の検

察官の拘束力ある意見を無視したことはヨーロッパ人権条約第六条一項で保障する公正な裁判を受ける権利の違反であり、「人権に関する合意」第一条に違反するとした第二パネルの決定を支持したのである。

(7) 国際審査制度の意義

国際審査制度の目的について人権裁判部は以下のような理解を示した。

「国際審査制度[Rules of the Road]の目的及び趣旨は、恣意的な逮捕の防止、又はボスニア・ヘルツェゴビナ内の移動の自由の権利及び難民・国内避難民の帰還する権利の行使が根拠のない戦争犯罪容疑に基づく恣意的な逮捕によって阻害されることの防止に限られていると解釈されるべきではない。これらの規定は、国際人道法の重大な違反の容疑者の訴追が、ハーグの旧ユーゴ国際刑事裁判所だけでなく、特に犯罪が発生した地であるボスニア・ヘルツェゴビナの裁判所において、国際的な基準に合致して行われることを確保することも意図している。公正な裁判に関する国際的な基準に従って戦争犯罪を訴追する前提条件の一つは、被疑事実の犯罪を犯したと信ずる合理的な根拠が存在しない場合にまで容疑が挙げられ裁判に付されるのを回避することである。したがって国際審査制度の適用を、戦争犯罪容疑者の逮捕の時点のみならず、その者に対する容疑の確定の段階に拡大することが必要である。」⁽⁴²⁾

また、当該審査制度は、責任追及を通じて国家再建を促進するとともに、手続の公正さを確保し、法の支配の基盤を確固とすることにより、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及び旧ユーゴスラヴィアにおける永続的平和を確保する上で基礎的なものであると考えられる。⁽⁴³⁾ 当該審査制度は、逮捕や起訴といった比較的初期の段階においてある程度監視しかつ介入することによって国家管轄権の行使における公正さを確保するための国際的な努力を示しているのである。

3 コンボにおける国際裁判官・検察官制度

国内裁判所における公正な裁判を確保するために国際社会が関与する制度として、コンボにおける国際裁判官及び検察官の制度を紹介する。前述の国際審査制度とは異なり、コンボにおける状況は、訴追を独立かつ公正な態様で行うことを可能とするために国内当局の構成に介入するという形で国内司法制度の発展を国際社会が支援した点が注目される。

一九九八年二月以降、アルバニア系のコンボ解放軍(KLA)とセルビア治安部隊との間の武力衝突はユーゴ連邦軍の介入もあり激化し、コンボにおける人道的危機を憂慮した北大西洋条約機構(NATO)は一九九九年三月、空爆を実施した。武力紛争及びNATOによる爆撃後の一九九九年六月時点では、コンボにおいて「機能する司法制度は存在しない」⁽⁴⁴⁾状況であった。平和と安全を確立するとともに、司法を含む基本的な社会制度全般の再建が必要とされたのである。そのため、その後の和平交渉に沿って安保理決議一二四四⁽⁴⁵⁾が採択され、コンボの和平及び社会諸制度の再構築に向けた作業が開始された。安保理決議一二四四⁽⁴⁶⁾を実施するため国連事務総長特別代表に与えられた権限の下、裁判及び訴追業務を含む法制度の確立を目的とした幾つかの規則が公布された。⁽⁴⁶⁾当初検討されていた「コンボ戦争及び民族犯罪裁判所」と称する特別法廷の設立計画が放棄された結果、結局コンボにおいて犯された重大な人権侵害の訴追は、UNMIK(国連コンボ暫定行政ミッション、United Nations Interim Administration Mission in Kosovo)の定める諸規則に従って機能する通常の国内裁判所に任された。さらに、OSCE(欧州安全保障協力機構、Organization for Security and Co-operation in Europe)もコンボにおける国内的及び国際的人権基準の遵守を促進し、かつこれらの諸基準の遵守を確保する持続可能な解決を推奨するため、コンボの司法制度を監視する「司法制度監視部門」を設置するなど、⁽⁴⁸⁾コンボの司法制度の再構築に関わっている。

司法制度を再構築するため、国連事務総長特別代表は裁判官及び検察官を任命したが、UNMIK規則に従い、コソボにおいて公務を遂行する全ての者は国際的に認められた人権基準を遵守しなければならないことが義務とされている。⁽⁵⁰⁾しかしコソボ領域の司法制度の再建に向けた国際的な支援にもかかわらず、手続において公正さを確保し市民の信頼を回復することは大変困難であった。コソボ領域の国内裁判所は、少数派民族（特にセルビア系）の職員が少ないことから、民族的な偏見に侵されているとの批判にさらされ続けていた。そのような状況下、国内裁判所による事件処理の民族的な偏見を批判する騒動の発生を憂慮し、国際裁判官及び国際検察官の任命を拡大するUNMIK規則二〇〇〇/三四号が公布された。⁽⁵¹⁾当初は国際裁判官及び国際検察官の任命は特定の事件に限られていたが、⁽⁵²⁾これら外国人の職員が参加しうる裁判所の領域を拡大することにより裁判制度への信頼を回復することが意図されたのである。さらに、UNMIK規則二〇〇〇/六四号は被告人及び弁護人並びに検察官に対して、「司法組織の独立及び公正さ又は適切な裁判運営を確保するために必要」である場合には、裁判地の変更又は国際裁判官若しくは国際検察官の着任を請求する権利を与えた。⁽⁵³⁾この措置は、安全が脅かされる状況は、司法組織が適切に犯罪を訴追する能力を阻害し、司法の独立及び公正さを損なうと考えられたため、講じられたものである。これらの諸規則が施行された結果、戦争犯罪容疑の事件すべては国際裁判官が多数である構成の法廷によって裁判され、これらの事件の大多数は国際検察官によって訴追が行われている。⁽⁵⁴⁾

五 おわりに

本稿では国際的な刑事裁判機関が注目を集める中で忘却されている国家管轄権の役割に注意を喚起し、国内裁判

所における国際法上の犯罪の訴追及び処罰について検討した。そもそも国際的な刑事裁判機関の新設が希求されたのは、極めて政治的かつ敵対勢力間の憎悪感情を高めた犯罪の性質に鑑み紛争当事者の手では中立かつ公正な裁判が困難であることに加えて、紛争地域における国内司法制度の崩壊又は機能不全といった、属地的管轄権を原則とする従来の管轄権体制では不処罰又は司法権の濫用を招く虞れが危惧されたからである。このように特に紛争地域の国内裁判所の中立性及び公正さへの疑念が、正義及び法の支配の確立のために国際的な機関による裁きが必要であると国際社会に決断させた。しかし他方で中立性及び公正さを疑問視しつつ、国内司法制度のそのような状態を放置するべきでもない。確立した平和と安全を維持し、法を遵守する文化を地域に根付かせることが、地域の、そしてひいては国際社会の平和及び安全に貢献すると考える。国際的な刑事裁判機関の管轄権及び処理能力などには限界があり、国際法上の犯罪の処罰を徹底するためには各国の国内裁判所に積極的な役割が望まれることから、国家管轄権の否定ではなく、国家管轄権が適正手続及び公正な裁判を保障することを確保して肯定することが必要である。また、国内司法制度の再建及び改善に国際社会が協力し支援することにより、国家管轄権が適正な態様で行使されることを促すことが重要であろう。この観点から、本稿では旧ユーゴ国際刑事裁判所の検察官が国内での逮捕及び訴追を国際的な法的基準に合致するか審査する国際審査制度、並びにコンボにおける国際裁判官及び国際検察官の制度を例として紹介した。

国内裁判所又は国際的な刑事裁判機関のいずれも、究極の目的は不処罰をなくすことであり、目的は同じと考えられる。本稿で紹介したような属地的管轄権を尊重する動きは、各国の国家管轄権の存在を理由とした国際社会の不干渉を意味するものではない。逆に本来ならば国家主権尊重の原則に基づき否定されうる制度が構築されたと解することができ、国際機関などの補助をもつても適切かつ公正に訴追を実施することが求められていると考えられる。

注

- (1) 旧ユーゴ国際刑事裁判所規程第八条。Statute of the International Tribunal for the Prosecution of Persons Responsible for Serious Violations of International Humanitarian Law Committed in the Territory of the Former Yugoslavia since 1991, UN Doc. S/RES/827 (1993), Annex.
- (2) 旧ユーゴ国際刑事裁判所規程第九条。
- (3) 旧ユーゴ国際刑事裁判所規程第一〇条二項。
- (4) ボスニア・ヘルツェゴビナは二〇〇〇年七月一七日に署名、二〇〇二年四月二一日批准。クロアチアは一九九八年一〇月二一日署名、二〇〇一年五月二一日批准。マセドニアは一九九八年一〇月七日署名、二〇〇二年三月六日批准。セルビア・モンテネグロは二〇〇〇年二月一九日署名、二〇〇一年九月六日批准。
- (5) ICC規程第一一条一項及び二項。
- (6) ICC規程前文。
- (7) ICC規程第一七条一項及び二項。
- (8) ICC規程第一七条三項。
- (9) 例えばボスニア・ヘルツェゴビナにおける法秩序改善及びそのための国際機関の支援活動については、See, "Report on the Conformity of the Legal Order of Bosnia and Herzegovina with Council of Europe Standards", Parliamentary Assembly of the Council of Europe (Strasbourg), Doc. AS/Bur/BiH (1999) 1, Rev. of 7 January 1999, reprinted in *Human Rights Law Journal* Vol. 20 No. 7-11 (30 November 1999), pp. 393-426.
- (10) 拙稿「ジェノサイド罪に対する普遍的管轄権について（二）」『金沢法学』第四三卷二号（二〇〇〇年、十二月）三七～四〇頁、参照。

- (1) ボスニア・ヘルツェゴビナの平和に関する一般枠組合意（一九九五年二月一四日） UN Doc. A/50/79C 又は S/1995/999' reprinted at *International Legal Materials* Vol. 35 (1996)' 第六付属書「人權に関する協定」第一條五項。
- (2) See Fabricio Guariglia "Interaction between International and National Criminal Courts in the ICTY", in Rodrigo Yepes-Enriquez and Lisa Tabassi eds., *Treaty Enforcement and International Cooperation in Criminal Matters - With Special Reference to the Chemical Weapons Conventions* (Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons, 2002), p. 92.
- (3) Agreed Measures, 18 February 1996 [known as Rome Agreement], 十級元書ノホーデーグ、<http://www.ohr.int/v/國際法編>。
- (4) See Jennifer Llewellyn and Sandra Raponi "<Interview> The Protection of Human Rights Through International Criminal Law: A Conversation with Madam Justice Louise Arbour, Chief Prosecutor for the International Criminal Tribunals for the Former Yugoslavia and Rwanda" *University of Toronto Faculty of Law Review* Vol. 57 (Winter 1999), p. 95.
- (5) "Procedures and Guidelines for Parties for the Submission of Cases to the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia Under the Agreed measures of 18 February 1996", transmitted by the ICTY Prosecutor on 10 September 1996 to the Prime Minister of Bosnia and Herzegovina, the Ministries of Justice of the Federation of Bosnia and Herzegovina and of the Republika Srpska, and the Ministries of Foreign Affairs of the Federal Republic of Yugoslavia and of Croatia.
- (6) The second sub-paragraph of paragraph 5 of the Rome Agreement, titled "Cooperation on War Crimes and Respect for Human Rights", reads as follows: "Persons, other than those already indicted by the International Tribunal, may be arrested and detained for serious violations of international humanitarian law only pursuant to an previously issued order, warrant or indictment that has been reviewed and deemed consistent with international legal standards by the International Tribunal. Procedures will be developed for expeditious decision by the Tribunal and will be effective immediately upon such action."
- (7) See Mark S. Ellis "Bringing Justice to an Embattled Region -- Creating and Implementing the 'Rules of the Road' for Bosnia-Herzegovina"

Berkeley Journal of International Law Vol. 17 (1999), p. 15.

- (18) See 3rd Annual Report of the ICTY (1996), UN Doc. A/51/292 or S/1996/665, par. 81.
- (19) See *ibid.* at para. 81 and 1996 Annual Report of the ICTY (1997), UN Doc. A/52/375 or S/1997/729, par. 76.
- (20) See *ibid.* at para. 81 and 1997 Annual Report of the ICTY (1998), UN Doc. A/53/219 or S/1998/737, par. 129.
- (21) See 4th Annual Report of the ICTY (1997), UN Doc. A/52/375 or S/1997/729, par. 76.
- (22) See 5th Annual Report of the ICTY (1998), UN Doc. A/53/219 or S/1998/737, par. 129.
- (23) See 9th Annual Report of the ICTY (2002), UN Doc. A/57/379 or S/2002/985, par. 234.
- (24) See 10th Annual Report of the ICTY (2003), UN Doc. A/58/297 or S/2003/829, par. 253.
- (25) この表は田中一朗国際刑事裁判所第八回年次報告書に掲載された表の「第九回及び第十〇回年次報告書の記載を元にした筆者が加筆したものである」。See, 8th Annual Report of the ICTY (2001), UN Doc. A/56/352 or S/2001/865, par. 203, and 9th Annual Report of the ICTY (2002), UN Doc. A/57/379 or S/2002/985, par. 234, and 10th Annual Report of the ICTY (2003), UN Doc. A/58/297 or S/2003/829, par. 253.
- (26) See 7th Annual Report of the ICTY (2000), UN Doc. A/55/273 or S/2000/777, par. 189.
- (27) See supra (24), par. 252.
- (28) 8th Annual Report of the ICTY (2002), UN Doc. A/56/352 or S/2001/865, par. 204.
- (29) Herms Case, Case No. CH/97/45, Decision on Admissibility and Merits (18 February 1998), par. 18. Also at the public hearing of Cegar Case, Case No. CH/96/21; and Marceta Case, Case No. CH/97/41.
- (30) D.B. Case, Decision No. Kz-465/97, 28 May 1998, Supreme Court of the Federation of Bosnia Herzegovina.
- (31) *Ibid.* Cited in V.G. against Bosnia and Herzegovina and the Federation of Bosnia and Herzegovina, Case No. CH/98/1366, Decision on Ad-

- missibility and Meris (9 March 2000), par. 39.
- (32) See V. C. against Bosnia and Herzegovina and the Federation of Bosnia and Herzegovina, Case No. CH/98/1366, Decision on Admissibility and Meris (9 March 2000), par. 12.
- (33) *Ibid.*, par. 21. たゞし、二年の刑期は厳しすぎるとして九年に減刑した。*Ibid.*, par. 24.
- (34) 申請人は同時にボスニア・ヘルツェゴビナのための人権オンブズマンにも本件に関わる申請を提出していたが、人権裁判部での審議を希望する旨、人権裁判部に通知した。See *ibid.*, par. 6.
- (35) See *ibid.*, pars. 51-53.
- (36) See *ibid.*, par. 78.
- (37) See *ibid.*, par. 79.
- (38) See *ibid.*, pars. 80-83.
- (39) V. C. against the Federation of Bosnia and Herzegovina, Decision on Review (9 November 2000), the Human Rights Chamber for Bosnia and Herzegovina, Case No. CH/98/1366, pars. 9.
- (40) See *ibid.*, pars. 10-12.
- (41) See *ibid.*, par. 13.
- (42) See supra (32), par. 75.
- (43) See Mark S. Ellis, supra (17), p. 25.
- (44) Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE), Mission in Kosovo, Department of Human Rights and Rule of Law, Legal Systems Monitoring Section, "Kosovo's War Crimes Trials: A Review" (September 2002), p. 10. 非公開報告は OSCE のホームページ、<http://www.osce.org/kosovo/documents/reports/rdmtdmnhp.htm>。

- (45) 国連安保理決議一三四四（一九九九年六月一〇日採択）。 Reprinted in the *International Legal Materials* Vol. 38 (1999), p. 1451. 同決議は UNMIK に、基本的な行政機能や法及び秩序の維持や人権の保護及び促進といった民生部門の権限を与えた。
- (46) コソボへの国際的な法支援に関しては、See, Dayl A. Mundis, "New Mechanisms for the Enforcement of International Humanitarian Law", *American Journal of International Law* Vol. 95 (October 2001), pp. 945-948.
- (47) See Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE), Department of Human Rights and Rule of Law, *Legal Systems Monitoring Section of UNMIK Pillar III, "Review of the Criminal Justice System"* (1 February 2000 to 31 July 2000), pp. 71-72. 同報告書は OSCE のホームページ <http://www.osce.org/kosovo/documents/reports/> からダウンロード可能である。
- (48) 国連安保理決議一三四四（一九九九年）の下で UNMIK が遂行する任務に OSCE の協力がある。 See "Report of the Secretary-General on the United Nations Interim Administration Mission in Kosovo", UN Doc. S/1999/779 (12 July 1999), para. 43, 79. OSCE は OSCE 常任理事会決定三〇五（一九九九年七月一日）により コソボ・ミッションを設立した。同ミッションは、UNMIK の任務遂行に関わっている。OSCE は、制度構築の任務を果たすべく、コソボに法の支配を尊重する文化を發展させることを目的として民主主義の諸原則及び国際的な人権基準を基礎とする司法制度の再構築の作業を行っている。
- (49) UNMIK Regulation No. 1999/7, "On Appointment and Removal from Office of Judges and Prosecutors", and amended by Regulation No. 2000/57 (6 October 2000). UNMIK 規則一九九九／一号（一九九九年六月二五日）に従い、国連事務総長特別代表はコソボにおける行政機能（司法機能を含む）の業務を遂行する者を任命又は解任する権限を与えられている。 See <http://www.unmilk.org/legislation/regulations/>.
- (50) See UNMIK Regulation No. 1999/24, *On the Law Applicable in Kosovo, as Amended by Regulation No. 2000/95* (27 October 2000). 前規則は、国際人権を尊重する重要性を記し、国連人権宣言、ヨーロッパ人権条約及び同条約の諸議定書、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約、児童の権利に関する条約などの各種人権条約に言及している。 See *ibid.*, Section 1.3.

- (51) UNMIK規則二〇〇〇／三四号(二〇〇〇年五月二十九日)は、国際裁判官及び国際検察官が裁判手続に参加しうる領域をコソボ領域全土に拡大した。
- (52) UNMIK Regulation 2000/6, On the Appointment and Removal from Office of International Judges and Prosecutors, (15 February 2000).
- (53) UNMIK Regulation 2000/64, On Assignment of International Judges/Prosecutors and/or Change of Venue, (15 December 2000).
- (54) Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE), Mission in Kosovo, Department of Human Rights and Rule of Law, Legal Systems Monitoring Section "Kosovo's War Crimes Trials: A Review" (September 2002), p. 11. 当該報告書中のこの点のホードレーン、<http://www.osce.org/kosovo/documents/reports/ホードレーンレポート.pdf>。